

## 令和2年2月定例教育委員会会議録

○日 時 令和2年2月20日(木) 午後3時～午後5時8分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 布川 敦  
1番 田中 芳昭(教育長職務代理者)  
2番 清野 康子  
3番 毛呂 光一  
4番 齋藤 美緒

○欠席委員 なし

### 出席議事説明職員氏名

教育部長	石塚 健	参事兼藤沢周平記念館長	鈴木 晃
管理課長	吉泉 一郎	学校教育課長	尾形 圭一郎
学校教育課指導主幹	秋山 尚志	社会教育課長	佐藤 嘉男
社会教育課文化主幹	佐藤 尚子	社会教育課文化財主幹	三浦 裕美
中央公民館長	高橋 厚子	図書館長	松浦 幸子
スポーツ課長	齋藤 匠	スポーツ課主幹	阿部 三成
学校給食センター所長	小林 正雄	学校給食センター調整主幹	菅原 仁

出席事務局職員氏名 管理課庶務主査 本間 陽子

### 会議次第

1. 開会
2. 市民憲章唱和
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事  
日程第1 議第3号 令和2年度教育委員会基本方針について  
日程第2 議第4号 鶴岡市立図書館設置条例施行規則の一部改正について  
日程第3 議第5号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について  
(非公開)
5. 報告事項  
(1) 朝暘第五小学校の改築について  
(2) 藤沢周平記念館第16回企画展関連イベント〈朗読会〉について
6. 閉会

## 開 会（午後3時）

教育長 ただいまから2月の定例教育委員会を開会する。はじめに市民憲章唱和を行う。

（学校給食センター所長が先唱し、市民憲章唱和）

教育長 本日の会議録署名委員は、4番委員にお願いする。

それでは議事に入る。日程第1議第3号令和2年度教育委員会基本方針について、事務局より説明をお願いする。

管理課長 議第3号令和2年度教育委員会基本方針について、ご説明申し上げる。来年度の基本方針については、昨年10月の定例教育委員会で事務局としての原案をご提示し、これまで最終案の取りまとめを進めてきたが、今月初めに来年度予算の最終内示があったことを受け、このたび正式に提案をさせていただくものである。

議案に基本方針案を付けているが、全体としての改めてのご説明は省略させていただき、以前お話しした後に変更となった部分についてご説明させていただきます。

変更点は、管理課、学校教育課、社会教育課に関係の内容であり、それぞれ順に説明させていただきます。

はじめに管理課分であるが、資料の5ページ「(12)学校適正配置の検討」のア「学校適正配置検討委員会の設置」の部分进行削るものである。当初、外部委員を含めた検討委員会の設置を想定していたが、令和2年度の学校適正配置の検討については、「地域・学校関係者からの聴取」、また、「庁内検討会議の開催」に留め、外部委員を含める「検討委員会の設置」については、令和3年度に行いたいとするものである。

管理課分としてのこの1点である。

学校教育課長 学校教育課についてご説明申し上げます。資料の2ページ(1)の項目であるが、①アの「授業づくりサポート講師派遣」、これまでは授業研究のサポートとしていたが、学校の方で「こういう先生を呼んで学びたい」という意欲的な講師招聘についての相談があった場合、その方を授業づくりサポーターとして派遣するような仕組みに整えたということである。

次に、同じページの下から4行目であるが、ここを「プログラミング教育」という文言にしていたが、昨年12月頃から国の補正予算の関係でGIGAスクール構想が示されたので、この部分について修正し、次年度対応してまいりたいと考えている。

それから、3ページの中ほど(3)②オの部分であるが、「法的な視点をもとにしたいじめ問題への対応に係る調査研究」という項目を追加している。

さらに4ページの(8)③、教員の働き方改革推進に対する支援ということ盛り込んでいる。

学校教育課は以上である。

社会教育課  
文化財主幹

文化財に関する重点事業の修正点についてご説明申し上げます。8ページの(2)歴史に育まれた伝統文化と文化財の保存・活用についてである。まず、①文化財管理保存事業のイについてである。市が所有する国県市指定の文化財の保存修理事業についてのこのため、これまでは事業規模が大きく継続事業である「国指定史跡松ヶ岡開墾場の蚕室」を代表事業名として記載していたが、市が所有する文化財の保存修理は、松ヶ岡開墾場の蚕室以外にも、今年度であれば県指定文化財の「旧東田川郡会議事堂」の窓枠修繕、昨年度であれば市指定文化財「大宝館」の保存修理工事など、文化財の老朽化等により保存修理を要するものを予算を確保しながら修理等を進めているため、記載のとおり「市所有指定文化財」に改めるものである。

続いて⑥の国指定史跡松ヶ岡開墾場の管理運営についてである。今月初めに来年度予算の最終内示があり、教育委員会で管理運営する施設として整理されたことから、上記の致道館、大宝館、旧遠藤家住宅、丸岡城址史跡公園と同様に、松ヶ岡開墾場管理運営事業として、新たに項目を起こしたものである。

最後に⑧の民俗芸能等の保存伝承である。民俗芸能・伝統行事の保存伝承支援として、保存伝承団体が担い手不足などにより保存継承が困難となる前に、映像として記録保存を進めて次世代へ確実に継承を行うために、一般財団法人の助成を受けて映像により記録保存事業を行うことから、「民俗芸能記録保存事業の実施」を追加させていただいたものである。

教育長  
1番委員  
管理課長

ただいまの議第3号について、質問、意見等はないか。

教育委員会の議決は全員一致か多数決か？

多数決かどうかについては例規上、内規も含めて定めているものはない。これまでは結果として全員一致であったが、この委員会の中でご確認いただければと思う。

教育長

今年度については全員一致で可決してきたが、多数決ということもありえるか、いかがか。ご意見があれば伺いたい。

3番委員  
1番委員

地方教育行政の組織及び運営に係る法律には載っていないのか。

載っていなかった。反対者がいた場合に多数決で決めるのかということ

聞きたい。

3番委員 載っていないということは決めた方がいいということか。教育委員会は教育長と4人の教育委員で組織するものなので、多数決とすれば教育長を含めて5人で決めることになるか。

1番委員 例えば委員が2対2になった場合は、教育長が1票をもって必ずどちらかが多数になることにすれば、多数決でよいということになる。

教育長 法令上特に決められていなければ、多数決でもいいか。

管理課長 附属機関の設置条例などでは、会議の決するところは多数決によると明記してあるが、教育委員会についてはそこまでは明記しておらず、これまでは結果として全員一致で可決されてきたものである。

1番委員 多数決もありうるということで、了解した。

教育長 それでは多数決もありということによろしいか。

各委員 異議なし。

1番委員 図書館長に伺う。12月の定例教育委員会でパブリックコメントをとると報告があり、1月で保留になったとのことであるが、その後どうなったのか。

図書館長 パブリックコメントについては2月13日から開始している。その間の変更点であるが、第一次鶴岡市子ども読書推進計画については鶴岡市教育委員会が策定したものであるが、第二次計画については、教育委員会の中だけでなく、庁内会議に子育て推進課や健康課も入っているし、市全体の計画として策定するほうがいいということで、その結果、パブリックコメントには鶴岡市策定の計画として出しているものである。

1番委員 教育委員会の案件ではなくて、鶴岡市全体の提案ということでパブリックコメントをとっているということによろしいか。

図書館長 この計画については、国の法律の下に策定しており、国の法律では地方自治体が策定をとる文言になっている。しかし、策定は市長部局で、あるいは教育委員会というような文言がないので、山形県においては教育委員会が策定をしており、鶴岡市でも前計画では鶴岡市教育委員会での策定としたところである。今回は、全市が関わってやっていくべき計画であるということで、鶴岡市の計画として、今回のパブリックコメントを実施しているものである。

1番委員 教育委員会独自ではなく、市全体でやる形でさらにパワーアップしたと。力の入れ具合が更になくなったというふうに捉えてよろしいか。

図書館長 そのとおりである。

教育長 ほかに質問等はあるか。

1 番委員 4 ページ（9）中高一貫校、小中一貫校の話であるが、この項目が消されていないということは、来年度も中高一貫、小中一貫に関して、市教育委員会として力を入れていくと認識してよろしいか。「多様なニーズに応じた教育環境の実質面に向けた中高一貫教育校の在り方や小中一貫教育についての調査研究」という旗が降ろされていないが、来年度はどのようなことを行う予定でいるのか。

学校教育課長 中高一貫校については、現在まだ開校に向けて進行中であり、これについては、市または市教育委員会が開校までは関わりながら計画策定、または、開校準備に関わっていくという認識でいるので、今の時点で、これについて削除するということは考えていない。

また、小中一貫教育については、新たな学校の在り方として注目されつつある問題であるので、本市においても、これからの一つの選択肢として、どのようなことが可能かということ、この文言にはないが、コミュニティスクール等とも関連しているので、これらについては研究をしてまいりたいという意図である。

1 番委員 先日、加藤前教育長の祝賀会があったときに、ほかの地域の教育長といういろいろと話をする機会があったのだが、中高一貫が鶴岡にできるということが正式に決まって検討を進めているということは良いことだと。ただ、例えば、その中高一貫校にどの小学校から何人入ったとか、小学校の序列化になってしまうようなことがあってはならないのではないかとアドバイスをいただいた。今まで反対していた方たちも、実際作るとなれば出来るだけいい学校を作ってほしいと思うように、学校の序列化に繋がらないような選抜の仕方とか、庄内地区が更に発展するような人材を育てるような内容について、鶴岡市としては、このような学校にしてほしいと言う場があるわけなので、積極的にそこを活用していただきたいという要望である。

学校教育課長 ご意見として承った。なお、結果的に序列になるということは、こちらとしてはまだ考えていない。その危惧されることについては、現在の県の会議では、中学校長会の代表が出ているけれども、小学校長会等からも意見を聞きながら、必要な時に必要な場で意見を申すように努力してまいりたい。

教育長 この前、第4回の庄内中高一貫校の教育基本計画策定委員会が行われ、その中でもさまざまな庄内地区代表の方々も意見を述べていたし、私たちも鶴岡市の意見を申し上げてきた。

なお、さまざまな見識のある方々、十何名の方々からの意見の聞き取り

ということも複数回にわたって行っているという話もあった。庄内地区に関わるさまざまな方々の意見も取り入れ、今策定をしているということである。6月下旬に次の策定委員会が開かれ、各市民の皆様からのさまざまなご意見を頂戴するという方向に向かうと思うので、是非その時には大きな声を出していただいて、よりよい中高一貫校になるようにご提言をいただければありがたいと思っている。

1 番委員

前回、この間のワークショップのやり方について、いろんな意見を吸い上げる場を作っていたことへの私の感謝の気持ちと、それから実際に参加された方のKJ法を使うのだったら、もっと、グループの意見を出しながら付箋を貼っていくとか、そのグループで意見を取りまとめるとか、それから各グループで発表するとか、そういうところまでやってほしかったという物足りなさがあったという意見を述べさせてもらった。その後、付箋を貼ったものをどのように活用したのかと聞いた時に、作業部会なり、委員会の時に鶴岡市からこんな意見があったと県の方に申し上げたということであった。私は、こんな意見があったというのではなくて、市の教育委員会事務局として、鶴岡市としては玉石いろんな混じっている意見があるのだから、それを一回練って、作業部会なり委員会に、鶴岡市として特にこの部分を是非やって欲しいということが必要なのではないかと思っている。せっかくいろんな人の、いろんな意見が聞けるワークショップ形式でやったのだから、その後の詰めの部分で更に県に対する訴えの強さというのが欲しかったなという感想である。

教育長

策定委員会の方でも前回の内容について、まとまった内容で頂戴している。それを、全委員に配布し、このようなご意見があったことを私の方からも説明をさせていただいた。ただ、あれは集約された意見ではなく、あの場で話し合われたことがさまざまな意見として出たという報告にとどまった。鶴岡の方向性を一つにまとめるのは難しい面があるけれども、今後、そういう形で報告できたらよいと考えている。ただ、多くの意見を出していただいて、策定委員会の中でも、そのような考えがあるのかということで非常に参考になったとご意見はいただいている。

ほかに、ご質問等はあるか。

2 番委員

質問というよりは意見になるのだが、11月に教育委員になり、保護者としてという言い方は変だと思うのだが、とても子どもたちのことが考えられているなと感じた。一つ残念だったのは、保護者の皆さんに伝わっていないと感じるので、情報公開、情報発信は大事だと思う。このくらいやっているのだという訳ではないが、保護者の皆さんに伝えていく、伝わる

ということも必要だと感じた。私自身も、こんなに子どもたちについて考えてもらっているのだと分からなかったので、保護者の方たちに伝えていくのが大事だと思った。

あと、第二次子ども読書推進計画の話があったが、予算にも関わってくるので何とも言えないが、この計画の中で、小学校、中学校のところでは支援が大事だとか、支援が必要だと書かれているが、やはりそれには、人材が大事だと思う。私の子どもの経験で大変申し訳ないが、一小を卒業して大変良かったと思っている。ただ、それだけで終わらせてはいけなくて、大規模校と小規模校の図書活動の差があってはいけないと思っている。人件費などお金がかかるので難しいとは思いますが、子どもたちも一人の市民と考えるならば、小学校ごとに差がないようにしてもらえたらいいなと思う。大規模校には司書の方が配置されていて、小規模校はそうはいかないというのは困るので、そこは何とか差がないようにしていきたいものだなと、子どもが卒業した時から思っていた。

それから、来年度、オリンピック・パラリンピックが行われるわけであるが、この基本方針の11ページには、オリンピック・パラリンピックについて書かれているが、義務教育のところでもオリンピック・パラリンピックの歴史等について、しっかり教えていくことが今年必要なのではないかと考えているところである。

あと、一つ教えていただきたいのだが、2ページから3ページにかけて、(1)②ア、(2)④ア、(3)③のアにそれぞれ「特色ある学校づくり推進事業」と記載されているが、これは違うものなのか。

教育長

一つ目は情報公開ということで、今年度は非常に教育委員会としても教育委員会の活動の「見える化」を図っていくことが一つのキーワードとして出てきたと思うので、出来るだけホームページ上で教育委員会の活動を知っていただくということを進めてきた。まだまだ足りない面があると思うが、今後、より一層市民の皆様にも、教育委員会の活動について広めていきたいと思う。

二つ目は、予算等の絡みもあるかと思うので、図書については後程説明するという事。

三つ目のオリンピック・パラリンピックについては、学校教育課からでよろしいか。学校教育の中でも、ということであるので。

学校教育課長

学校教育課の中で重点的に柱立てをして進めていく事業ごとに記載しているので、ここには記載していないが、当然学校の中でオリンピックに関わることについてはさまざまな取り組みをしている。例えば、マスコット

の決定の時にも関わらず、直近で申し上げると、オリ・パラの選手候補の方が学校に行って交流をしたことなど、スポーツ課とも連携をしながら、次年度、この機会であればできないことについては進めてまいりたいと考えている。

特色ある学校づくりについては、予算付けの事業としては同じものになる。事業の中身については、学校の規模にもよるが、学校独自に使える予算を補助金として交付して特色づくりをしていただいているので、学習、さらに心づくり、それを学校の特色として出していただきたいということで、ここに併記する形になっている。

教育長                   ほかに質問等はないか。それでは議第3号について、賛同の方は挙手をお願いします。

各委員                   (全員挙手)

教育長                   全員挙手により可決された。次に、日程第2議第4号鶴岡市立図書館設置条例施行規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

図書館長               議第4号鶴岡市立図書館設置条例施行規則の一部改正について、説明申し上げます。

鶴岡市立図書館の本館及び各分館の開館時間については、規則の第4条及び、別表第1で定めているが、このたび、新旧対照表に記載されているように、別表第1の、分館の開館時間のうち、朝日分館の開館時間について、現在の「午後7時まで」を「午後6時まで」に改定するという規則の一部改正である。図書館分館の開館時間については、合併後に調整しながら変更してきた。朝日分館については、平成23年に一度変更している経緯があり、その際は、当時金曜日のみ午後8時閉館としていたものを、平日はすべて午後7時までとしたものである。

このたびの変更の理由については、午後7時まで開館している分館は朝日分館だけであること、また、1年間利用状況を調査したところ、午後6時から午後7時までの入館者の平均がほとんどの月で1名に満たず、1年を通しての平均の入館者数をみると、0.7名という結果になったことなどを受けてのものである。

この変更により、分館の職員の勤務体制にも変更があることから、この規則を本年4月1日からの施行とすることでご提案申し上げます。

教育長                   ただいまの議第4号について、ご質問、ご意見はないか。それでは、議第4号について、賛同の方は挙手をお願いします。

各委員                   (全員挙手)

教育長                   全員挙手により可決された。続いて、日程第3議第5号は議会に上程され



る前の議題のため、非公開とすることにご異議はないか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしと認め、議第5号は非公開とする。これより非公開の審議に入る  
ので、傍聴の方はご退席をお願いします。

(会議録は別記録とする)

教育長

続いて報告事項に入る。最初に、朝陽第五小学校の改築について、事務局  
より報告をお願いします。

管理課長

朝陽第五小学校の改築事業について報告をさせていただく。この件につい  
ては、11月の定例教育委員会でも報告しているので、それ以降のところを  
中心にご報告をさせていただく。

平成29年8月、令和元年6月に、早期改築についての要望を地域から受  
けたところであるが、平成29年、令和元年とも、口頭で現地改築が地元の  
総意である旨を確認したところである。

そして、令和元年11月6日、市教育委員会と防災担当と地域との意見交  
換会を行い、出席者は約40名であった。その意見交換会を踏まえ、期成同  
盟会が設置されたものである。

11月21日の定例教育委員会において、経過の報告とともに、現地改築  
で教育委員会として検討を進めることについてご確認をさせていただいた。

12月16日には道形町住民との意見交換を行って、25名の参加があっ  
た。

令和2年1月23日、期成同盟会が開催されたが、「現地改築」が明記さ  
れた規約の制定が保留となった。教育委員会としては、現地改築が地域の総  
意であることを確認し、それを前提に検討の方を進めてきたものだが、その  
前提が異なっていたということで、今後のスケジュールの遅れも懸念される  
ため、1月29日に、教育長から要望団体に「遺憾の意」を表した。

ただ、学校の位置をどこにするかということは、地域のコミュニティの在  
り方にも直結する重要な問題であるということで、行政と地域が両輪となり  
連携を図りながら進めるべきであり、引き続き第五学区の考えを早急にまと  
めていただきたいという旨も文書にも書いている。

2月5日、市と地域との2回目の意見交換会が開催された。参加者は51  
名であった。いろいろな選択肢を比較して検討してほしい、広汎な議論をし  
てほしいなどの声を踏まえて、開催したものである。

地域には3枚目、4枚目の資料を配布し説明をしている。改築手法の比較  
や、仮に移転新築した場合には、学区の区割りも変わる恐れがあるという資  
料も提示しながら説明をしたところである。

2月10日には1回目の保護者向けの説明会が行われ、こちらは18名が参加であった。

2月12日には地域全体との3回目の意見交換会ということで、こちらは53名の参加であった。

2月13日は、五学区町内会長研修会ということで、こちらは少し視点を変え、基本方針を作るところから校舎が完成するまで、地域の声をどう反映していくかという趣旨で説明をしている。

そして、本日保護者向けの2回目の説明会が開催される。

今後の対応としては、教育委員会としては現地改築で作業を進めることを確認しているわけであるが、建設場所をどこにするかということは地域住民にとって重要な問題であるので、地域の方から意向を出していただき、それを踏まえ、建設場所の決定をしたいと思う。

そして、基本計画作成に必要な建設場所の測量調査の実施が必要となるため、こちらの方の予算措置も含め、対応をしていかなければならない。

教育長

ただいまの報告につきまして、何かご質問等あるか。続いて、藤沢周平記念館の第16回企画展関連イベント〈朗読会〉について説明をお願いします。

参事

お手元に朗読会のチラシをお配りしている。すでに委員の方々からもお申込みをいただいているところであるが、本日が最終申込日となっている。参加いただける方は連絡いただければと思う。

ただ、今般、コロナウィルスが拡散している状況でもあり、全国各地から申込みのあるイベントであることから、状況によっては開催について検討を要するかと考えているところである。

教育長

コロナウィルスも今後どのようになるか分からない状況ではあるが、中江有里さんも朗読会にいらっしゃるので、是非よろしくお願ひしたい。そのほか、報告はあるか。

スポーツ課長

鶴岡市の体育施設の指定管理者である鶴岡市体育協会が管理している小真木原スケート場のパート職員が、2月8日に小真木原公園内の除雪をしている際に、ロータリー除雪機の詰まった雪を取り除こうとして右手中指を切断する事故が発生した。事故者本人がすぐ荘内病院へ救急搬送され、接合手術を行ったが、その後、一週間ほど接合部分の状況を見ていたが、接合がうまくいかず、結果としては指を切断するという事になった。原因としては、本来エンジンを止めてから雪を取り除くべきであったが、当日雪が詰まりやすいという状況もあり、そこまで気が回らなかった部分があったのか、雪の詰まっているところに指を入れてしまい、切断するという結果になってしまった。

その後、体育協会から教育長へ報告と謝罪を受けているが、今後の除雪機操作の指導について、注意喚起をするということで報告が出ている。

管理課長

この事故の報告を受けて、各学校技能士、各教育施設の作業にあたって、再度、事故防止に努めるよう注意喚起の文書は出したところである。

教育長

ほかに報告事項はあるか。ないようであれば、これをもって2月の定例教育委員会を終了する。

閉 会 (午後5時8分)